国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

中部運輸局鉄道部

令和８年8月4日

連絡先
中部運輸局鉄道部
監理課　伊藤、松村
ＴＥＬ０５２－９５２－８０３０

配布先：東海交通研究会

鉄道事業の一部廃止に係る意見の聴取の公示について

　令和８年８月４日付けで名古屋鉄道株式会社から国土交通大臣あてに鉄道事業法第２８条の２第１項に基づく鉄道事業の一部を廃止する旨の届出が提出されました。
　これを受け、同条第２項及び同法施行規則第４２条の２の規定に基づき、廃止を行った場合における公衆の利便の確保に関し、関係地方公共団体及び意見聴取申請のあった利害関係人への意見聴取を行うため公示いたします。

※利害関係人とは
・ 鉄道事業の廃止の後に公衆の利便の確保を図ることが想定される者
・ 利用者その他の者のうち地方運輸局長が当該廃止に関し、特に重大な利害関係を有すると認める者

とされております。
　なお、特に重大な利害関係を有すると認める者とは、廃止予定線路沿線地域の経済団体、相当数の利用者が参画する利用者団体等が該当します。

１．届出事業者
　事業者名：名古屋鉄道株式会社

２．廃止届出のあった路線及び区間
　広見線　新可児駅～御嵩駅　７．４ｋｍ

３．廃止を予定する日
　令和１１年４月１日

４．意見聴取申請書の記載事項、提出方法、受付期間
　別紙「公示」のとおり

５．その他
・ 意見聴取は、廃止を行った場合における公衆の利便の確保に関して行うものであり、廃止の是非を問う場ではありませんのであらかじめご承知おきください。
・ 意見聴取を行う方については、申請書の内容から鉄道事業法施行規則第４２条の３に基づき、利害関係を有する方を選考させていただき、選考結果については申請のあった方にお知らせいたします。
・ 意見聴取は公開で行います。実施日時及び傍聴受付等については別途お知らせいたします。

＜参考＞

〇鉄道事業法（昭和６１年法律第９２号）

（事業の廃止）

第二十八条の二 鉄道事業者は、鉄道事業の全部又は一部を廃止しようとするとき（当該廃止が貨物運送に係るものである場合を除く。）は、廃止の日の一年前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

２　国土交通大臣は、鉄道事業者が前項の届出に係る廃止を行った場合における公衆の利便の確保に関し、国土交通省令で定めるところにより、関係地方公共団体及び利害関係人の意見を聴取するものとする。

３～６　（略）

〇鉄道事業法施行規則（昭和６２年運輸省令第６号）

（意見の聴取）

第四十二条の二　国土交通大臣は、法第二十八条の二第一項の規定による届出があつたときは、当該届出の件名に番号を付し、その旨を地方運輸局の掲示板に掲示する等適当な方法で公示するものとする。

第四十二条の三 法第二十八条の二第二項の利害関係人（以下第四十二条の五において「利害関係人」という。）とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　法第二十八条の二第一項の規定による鉄道事業の全部又は一部の廃止の後に公衆の利便の確保を図ることが想定される者

二　利用者その他の者のうち国土交通大臣が当該廃止に関し特に重大な利害関係を有すると認める者※

第四十二条の四　法第二十八条の二第二項の国土交通大臣の意見の聴取を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した意見聴取申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 届出の件名及びその番号

三 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

四 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

２　前項の申請は、第四十二条の二の規定による公示の日から十日以内に、これをしなければならない。

第四十二条の五　国土交通大臣は、法第二十八条の二第二項の意見の聴取をしようとするときは、その十日前までに、関係地方公共団体及び前条第一項の申請書を提出した利害関係人に対し、意見の聴取の日時及び場所並びに当該廃止の内容を書面で通知する。

２　意見の聴取は、公開とする。ただし、国土交通大臣が特に必要があると認める場合には、この限りでない。

公　　　　示

中部運輸局公示第34号

鉄道事業法28条の2第2項及び鉄道事業法施行規則第42条の2の規定により次のとおり公示する。

本件公示にかかる事案の利害関係人（規則第42条の3）のうち、鉄道事業法施行規則第42条の4の規定により意見の聴取の申請をしようとする者は、公示の日から10日以内に、下記事項を記載した申請書を中部運輸局長（担当：鉄道部監理課）あて提出されたい。

記

1. 意見の聴取を申請する者の氏名又は名称及び住所
2. 届出の件名及び番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和8年8月4日

中部運輸局長　　神谷　昌文

中部運輸局印

意見の聴取を行う廃止届出の件名	第一種鉄道事業の廃止届出
廃止届出の事案番号	令和8鉄監第1号
廃止届出を行った鉄道事業者名	名古屋鉄道株式会社
廃止の届出があった路線名及び区間	広見線（新可児駅～御嵩駅　7．4km）
廃止の予定日	令和11年4月1日
廃止を必要とする理由	将来にわたり収支の改善が見込めないため
意見の聴取の申請期間	本公示の日から10日以内（令和8年8月14日まで）
意見の聴取の申請方法	郵送による申請（消印が公示日から10日以内であること。）または、当運輸局への申請書の持参によること。
意見聴取申請書の提出先	〒460-8528　名古屋市中区三の丸2－2－1 名古屋合同庁舎第1号館 中部運輸局鉄道部監理課
意見の聴取の実施予定日及び場所	実施予定日の10日前までに別途通知

（※）利害関係人とは、規則第42条の3に規定する者をいいます。

○ 鉄道事業の廃止の後に公衆の利便の確保を図ることが想定される者

○ 利用者その他の者のうち中部運輸局長が当該廃止に関し、特に重大な利害関係を有すると認める者

なお、重大な利害関係を有すると認める者とは、廃止予定路線沿線地域の経済団体、相当数の利用者が参画する利用者団体等が該当します。

以上